

令和3年度第1回
定期監査結果報告書

多治見市監査委員

監査結果

令和3年6月25日付け多監第37号―1により多治見市長に通知した監査について、次の通り決定する。

令和3年 9月15日

多治見市監査委員 尾関 恵一

同 寺島 芳枝

第1 監査基準 多治見市監査基準に準拠

第2 監査の種類
地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の期日
令和3年8月24日及び8月25日

第4 監査の対象部署

- 1 企画部 : 秘書広報課、人事課、企画防災課、移住定住推進室
公共施設管理課及び情報課
- 2 総務部 : 総務課、財政課及び税務課
- 3 水道部 : 上下水道課、工事課、施設課
- 4 消防本部 : 消防総務課、予防課、救急指令課、南消防署、
北消防署及び笠原消防署

第5 監査の対象事務
令和2年9月1日から令和3年7月31日までににおける財務に関する事務及びその他の事務の執行

第6 監査の実施内容
監査の対象部署からあらかじめ提出された資料及び関係書類に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取し、財務に関する事務事業が効果的、合理的かつ経済的に実施されているかを主眼とし、証拠書類の照合調査等通常実施すべき監査手続きを実施したほか、必要と認められるその他の監査手続きを実施した。

この監査のため、対象部署及び財政課に対し提出を求めた主な資料は次のとおりである。

- 1 事業及び事務の執行状況説明書
- 2 予算重点施策説明書
- 3 負担金補助及び交付金明細書
- 4 委託料明細書
- 5 工事請負費明細書
- 6 支出命令書及び契約書等の関係書類（抽出分）

第7 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務事業は、おおむね適正に執行され、効率的かつ公正な運営が確保されていると認めた。

ただし、指定管理者制度については、多治見市職員の人件費の平均を積算根拠としているが、民間企業の人件費との乖離が見られ、経費の高止まりに繋がっていると考ええる。

また、この算定根拠により指定管理者の人件費を算出する場合には、多治見市職員と指定管理者の業務内容を十分比較したうえで、同一賃金同一労働の原則を順守すべきと考ええる。

以上のことについては、特定の事業者が長年にわたり指定管理者を受け続け、競争の原理が働いていないことが要因であり、この状態が続けば、本市の財政を圧迫することに繋がっていくと危惧する。

よって、改めて指定管理者制度の原点に立ち返り、特に人件費を中心とした制度の見直しを検討されることを要望する。